

○大分市特定公共賃貸住宅条例施行規則

平成7年3月24日

規則第24号

改正 平成7年7月18日規則第51号

平成8年5月28日規則第16号

平成9年3月27日規則第26号

平成9年9月30日規則第90号

平成11年3月31日規則第32号

平成12年3月30日規則第30号

平成16年12月28日規則第96号

平成17年3月31日規則第12号

平成17年6月30日規則第49号

平成18年3月31日規則第37号

平成19年3月30日規則第21号

平成19年10月1日規則第45号

平成20年3月28日規則第14号

平成21年3月31日規則第21号

令和2年3月31日規則第28号

令和3年6月15日規則第42号

令和4年3月24日規則第13号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大分市特定公共賃貸住宅条例（平成 6 年大分市条例第 2 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募の例外)

第 2 条 条例第 5 条の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号）第 2 条第 1 5 号の規定に基づく公営住宅建替事業の施行に伴う公営住宅の除去
- (2) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 4 条第 1 5 項に規定する都市計画事業、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除去
- (3) 住宅地区改良法（昭和 3 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 1 項に規定する住宅地区改良事業の施行に伴う住宅の除去
- (4) 土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 2 0 条（同法第 1 3 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和 3 6 年法律第 1 5 0 号）第 2 条に規定する特定公共事業の施行に伴う住宅の除去

(令 3 規則 4 2 ・一部改正)

(入居者の資格の所得基準)

第2条の2 条例第6条第2号の規則で定める所得の基準は、入居の申込みをした日において、所得が158,000円以上487,000円以下であることとする。

(平19規則21・追加、平21規則21・一部改正)

(入居の申込み)

第3条 条例第7条の規定により条例第3条に規定する特定公共賃貸住宅（以下「特定公共賃貸住宅」という。）に入居の申込みをしようとする者は、特定公共賃貸住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定公共賃貸住宅に入居する者（以下「入居者」という。）及び同居予定親族等（同居親族等（条例第6条第3号に規定する同居親族等をいう。以下同じ。）となることが予定される者をいう。以下同じ。）の条例第2条第2号に規定する所得（以下「所得」という。）を証明する書類（市町村長、税務署長等の交付する書類とする。以下「所得証明書」という。）
- (2) 入居者及び同居予定親族等の居住を証明する書類（住民票等市町村長の交付する書類とする。以下「居住証明書」という。）
- (3) 入居者及び同居予定親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約する書面（第6条第3項にお

いて「誓約書」という。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(平 2 0 規則 1 4 ・ 令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

(抽選の立会い)

第 4 条 市長は、条例第 8 条の規定により公開抽選を行うときは、入居の申込みをした者のうちから、適当と認める者若干名をこれに立ち合わせるものとする。

(選定の特例)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 1 8 歳未満の同居する児童が 3 人以上いる者
- (2) 配偶者がなく、かつ、現に同居し、又は同居しようとする 2 0 歳未満の者を扶養している者
- (3) 入居者又は同居親族等が 6 0 歳以上である者
- (4) 入居者又は同居親族等が、次に掲げる者のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までに該当する障害を有する者

イ 戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 4 条第 1 項の規

定により戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）
別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は別表第 1 号表ノ 3 の
第 1 款症に該当する障害を有する者

ウ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に規定する児童相
談所若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第
1 項に規定する知的障害者更生相談所により障害の程度が総合最重度、
総合重度若しくは総合中等度と判定された者又は精神保健及び精神障害
者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項
に規定する障害等級の 1 級若しくは 2 級に該当する者

エ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和 32 年法律第 41 号）第
8 条第 1 項の規定により厚生大臣の認定を受けている者

オ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過して
いないもの

カ 大分市営住宅の入居者のうち収入超過者で市長が必要と認めるもの

（平 11 規則 32・平 17 規則 12・令 4 規則 13・令 6 規則 45・

一部改正）

（補充入居）

第 6 条 市長は、条例第 11 条第 1 項の補充入居予定者を補充入居予定者名簿
に登録するものとする。

2 前項の補充入居予定者名簿の登録期間は、2 月 1 日から翌年の 1 月 31 日

までとする。

- 3 前2項の規定に基づき補充入居予定者名簿に登録された補充入居予定者は、入居の申込みの際提出した所得証明書、居住証明書又は誓約書を市長の求めに応じ、再提出しなければならない。

(平20規則14・一部改正)

(入居決定通知)

第7条 市長は、条例第7条第2項、第8条、第9条、第10条第2項又は第11条第2項の規定に基づき入居予定者を決定したときは、当該入居予定者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し、特定公共賃貸住宅入居決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(平12規則30・一部改正)

第8条 条例第12条第1項ただし書の規定に基づき指定する期限は、入居の決定があった日から起算して15日を経過する日とする。

(請け書)

第9条 条例第12条第1項第1号の請け書（以下「請け書」という。）は、様式第3号によるものとする。

- 2 請け書には、当該請け書に連署する連帯保証人の印鑑証明書及び連帯保証人が入居決定者と同程度以上の収入を有することを証明する所得証明書を添付しなければならない。

- 3 連帯保証人の極度額（民法（明治29年法律第89号）第465条の2第

1 項に規定する極度額をいう。) は、入居時 (第 1 1 第 2 項の規定により新たに連帯保証人を定めた場合にあつては、第 1 1 条第 1 項の規定による申請時) における 1 2 月分の家賃に相当する金額とする。

(令 2 規則 2 8 ・全改、令 6 規則 4 5 ・一部改正)

(連帯保証人の資格)

第 1 0 条 条例第 1 2 条第 1 項第 1 号の規則で定める連帯保証人は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者で、市長が適当と認めるものでなければならない。

- (1) 市内に居住する者。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者

(連帯保証人の免除)

第 1 0 条の 2 条例第 1 2 条第 1 項第 1 号に規定する市長が特別の事情があると認める場合は、入居者が、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であつて市長が適当と認めるもの (以下「保証業者」という。) と、家賃の支払に係る債務の保証を当該保証業者に委託することを内容とする契約 (以下「保証委託契約」という。) を締結している場合とする。

(令 6 規則 4 5 ・追加)

(連帯保証人の変更等)

第 1 1 条 入居者は、連帯保証人が死亡し、若しくは第 1 0 条に規定する要件に該当しない者となり、若しくは連帯保証人を変更しようとするとき又は保証委託契約が終了したときは、新たに同条に規定する要件に該当する連帯保証人になろうとする者又は保証委託契約を締結する保証業者を定めて、特定公共賃貸住宅連帯保証人等変更承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、特定公共賃貸住宅連帯保証人等変更承認通知書（様式第 5 号）により入居者及び新たに連帯保証人となった者に通知するものとする。

3 入居者は、連帯保証人の住所又は氏名に変更があったときは、直ちに特定公共賃貸住宅連帯保証人住所・氏名変更届（様式第 6 号）に当該変更を確認できる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（平 1 2 規則 3 0 ・ 令 6 規則 4 5 ・ 一部改正）

（入居許可日の通知）

第 1 2 条 条例第 1 2 条第 2 項の規定による入居許可日の通知は、特定公共賃貸住宅入居許可日通知書（様式第 7 号）により行うものとする。

（入居決定の取消し）

第 1 3 条 条例第 1 2 条第 4 項又は第 2 6 条第 1 項の規定による入居決定の取消しの通知は、特定公共賃貸住宅入居許可取消通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

(家賃)

第14条 条例第13条第1項の家賃は、別表第1のとおりとする。

(入居者負担額の決定)

第15条 条例第15条に規定する入居者負担額は、別表第2の中欄に掲げる

入居者の所得の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

- 2 入居者負担額は、入居許可日から同日以後最初の9月30日までの期間に係るものにあつては入居許可日に、入居許可日後の10月1日（以下「基準日」という。）から翌年の9月30日までの期間に係るものにあつては基準日に決定するものとする。

(平19規則45・全改)

(減額の申請等)

第16条 条例第16条第1項の規定により家賃の減額を受けようとする入居者は、毎年8月末までに、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、当該添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

- (1) 入居者及び同居親族等（以下「入居者等」という。）の所得証明書
- (2) 入居者等の居住証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 条例第7条第1項の規定により入居の申込みをしようとする者であつて、

条例第 14 条の規定により家賃の減額を受けようとするものは、当該申込みの際に前項の申請書を市長に提出するものとする。

- 3 条例第 16 条第 3 項の規定による通知は、特定公共賃貸住宅家賃減額決定通知書（様式第 10 号）によるものとする。

（平 19 規則 45・令 6 規則 45・一部改正）

（家賃の減免等）

第 17 条 条例第 18 条の規定に基づき市長は、入居者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、家賃を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(1) 地震、暴風雨、洪水、火災等の災害により特定公共賃貸住宅について被害を受けたとき。

(2) 前号に掲げるほか、市長が特に必要と認めるとき。

- 2 家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅家賃減免・徴収猶予申請書（様式第 11 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の承認をしたときは、特定公共賃貸住宅家賃減免・徴収猶予決定通知書（様式第 12 号）により申請者に通知するものとする。

（用途変更の届出及び承認）

第 18 条 条例第 22 条第 1 項ただし書の規定に基づき特定公共賃貸住宅の一部を他の用途に変更しようとする入居者は、特定公共賃貸住宅用途変更申請

書（様式第 1 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、入居者等が自らあんま、はり又はきゅうの業等を営む場合で、住宅の管理上支障がないと認められるときは、これを承認するものとし、その旨を特定公共賃貸住宅用途変更承認通知書（様式第 1 4 号）により申請者に通知するものとする。

（模様替え等の届出及び承認）

第 1 9 条 条例第 2 2 条第 3 項ただし書の規定に基づき特定公共賃貸住宅の模様替え等をしようとする入居者は、特定公共賃貸住宅模様替え等申請書（様式第 1 5 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、特定公共賃貸住宅の維持管理に支障がなく、かつ、原状の回復が容易であると認められるときは、これを承認するものとし、その旨を特定公共賃貸住宅模様替え等承認通知書（様式第 1 6 号）により申請者に通知するものとする。

（同居の申請及び許可）

第 2 0 条 条例第 2 2 条第 6 項の規定により同居の承認を受けようとする入居者は、特定公共賃貸住宅同居承認申請書（様式第 1 7 号）に同居させようとする者が暴力団員でないことを誓約する書面を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、請け書に連署した連帯保証人が連署するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、入居者等に介護を必要とする者

がいること等同居することがやむを得ないと認められるときは、これを承認するものとし、特定公共賃貸住宅同居承認通知書（様式第 18 号）により申請者に通知するものとする。

- 3 入居者等は、入居者等に死亡その他の事由が生じたときは、速やかに特定公共賃貸住宅入居者等異動届（様式第 19 号）に当該事由が生じたことを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

（平 20 規則 14・令 6 規則 45・一部改正）

（長期不在の届出）

第 21 条 条例第 22 条第 8 項に規定する届出は、特定公共賃貸住宅を使用しないこととなる日の 7 日前までに特定公共賃貸住宅長期不在届（様式第 20 号）を市長に提出することにより行うものとする。

（平 20 規則 14・一部改正）

（入居の承継）

第 22 条 条例第 24 条第 1 項の規定により特定公共賃貸住宅の入居の権利を承継しようとする者は、同条に規定する承継の原因となる事実が発生した日から 30 日以内に特定公共賃貸住宅入居承継承認申請書（様式第 21 号）にその者及び同居者が暴力団員でないことを誓約する書面を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理し、特定公共賃貸住宅の管理上支障がないと認められるときは、これを承認するものとし、特定公共賃貸住宅入

居承継承認通知書（様式第 2 2 号）により申請者に通知するものとする。

（平 2 0 規則 1 4 ・一部改正）

（明渡し届）

第 2 3 条 条例第 2 5 条第 1 項に規定する明渡しをしようとする者は、特定公共賃貸住宅明渡し届（様式第 2 3 号）により市長に届け出るものとする。

（住宅の明渡し請求）

第 2 4 条 条例第 2 6 条の規定による明渡し請求は、特定公共賃貸住宅明渡し請求書（様式第 2 4 号）により行うものとする。

（駐車場）

第 2 5 条 駐車場の名称及び区画数は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

（平 1 2 規則 3 0 ・追加）

（駐車場の使用が可能な自動車）

第 2 6 条 駐車場に駐車することのできる車両は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（二輪車を除く。）であって、長さが 5 メートル以下であり、かつ、幅が 2 メートル以下であるものとする。

2 市長は、駐車場の管理上又は構造上必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な制限をし、又は同項に定める制限を加重することができる。

（平 1 2 規則 3 0 ・追加）

(駐車場の使用の申込み等)

第 27 条 条例第 30 条第 1 項の規定により駐車場の使用の申込みをしようとする者は、市長が指定する日までに、特定公共賃貸住宅駐車場使用申込書（様式第 25 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 駐車場の使用は、1 戸につき 1 区画に限り許可するものとする。ただし、空き区画が生じたときは、この限りでない。

3 市長は、駐車場の使用者の決定を行うに当たって、必要な条件を付すものとする。

4 条例第 30 条第 2 項の規定による駐車場の使用者の決定の通知は、特定公共賃貸住宅駐車場使用決定通知書（様式第 26 号）によるものとする。

(平 12 規則 30・追加)

(駐車場の使用者の選考方法)

第 28 条 条例第 31 条本文の規定による駐車場の使用者の選考方法は、公開抽選によるものとする。

(平 12 規則 30・追加)

(駐車場の使用の手続)

第 29 条 条例第 32 条第 1 項第 1 号に規定する所定の書類は、特定公共賃貸住宅駐車場使用請け書（様式第 27 号）とする。

2 使用決定者(条例第 30 条第 2 項に規定する使用決定者をいう。以下同じ。)は、条例第 32 条第 1 項各号に規定する手続（以下「使用の手続」という。）

をやむを得ない事情により同項に定める期間内に完了する見込みがないときは、当該期間の満了日前２日までにその旨を市長に届け出なければならない。

３ 市長は、前項の規定による届出があったときは、新たに使用の手続を完了すべき期間を定め、その旨を当該使用決定者に指示するものとする。

４ 条例第３２条第３項の規定に基づき駐車場の使用の決定の取消しを行うときは、市長は、特定公共賃貸住宅駐車場使用決定取消通知書（様式第２８号）により当該使用の決定の取消しに係る使用決定者に通知するものとする。

５ 条例第３２条第４項の規定による駐車場の使用開始日の通知は、特定公共賃貸住宅駐車場使用開始日通知書（様式第２９号）により行うものとする。

（平１２規則３０・追加）

（駐車場の使用の変更の届出）

第３０条 使用者（使用決定者を含む。第３２条において同じ。）は、駐車場の使用の決定に係る事項に変更があったときは、速やかに特定公共賃貸住宅駐車場使用変更届（様式第３０号）に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

（平１２規則３０・追加）

（駐車場の使用料）

第３１条 条例第３３条第１項の規定による駐車場の使用料は、別表第３のとおりとする。

（平１２規則３０・追加）

(駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予)

第32条 条例第33条第2項の特別の事情がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、使用者が居住する特定公共賃貸住宅の家賃及び駐車場の使用料の滞納がないときとする。

(1) 駐車場の使用の決定に係る自動車地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第8号の自動車税又は同法第5条第2項第3号の軽自動車税の減免を受けているものである場合(当該自動車税又は軽自動車税の減免が使用者又はその同居者の身体障害等を理由とするものである場合に限る。)

(2) 第17条第1項第1号の規定に該当する場合

2 条例第33条第2項の規定に基づき駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする使用者は、特定公共賃貸住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書(様式第31号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることと決定したときは特定公共賃貸住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)決定通知書(様式第32号)により、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をしないことと決定したときは特定公共賃貸住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請却下通知書(様式第33号)により当該使用者に通知するものとする。

4 駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予の額及び適用期間は、市長が別に定める。

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

(駐車場の明渡し請求)

第 3 3 条 条例第 3 6 条第 1 項の規定に基づき駐車場の明渡しの請求を行うときは、市長は、特定公共賃貸住宅駐車場明渡し請求書（様式第 3 4 号）により当該明渡しに係る使用者に通知するものとする。

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加)

(駐車場の明渡し)

第 3 4 条 条例第 3 7 条において準用する条例第 2 5 条第 1 項の規定により駐車場を明け渡そうとするときの届出をしようとする使用者は、当該明け渡そうとする日前 7 日までに、特定公共賃貸住宅駐車場明渡し届（様式第 3 5 号）を市長に提出しなければならない。

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加)

(住宅監理員の資格等)

第 3 5 条 条例第 3 8 条の住宅監理員（以下「監理員」という。）は、住宅の管理についての知識、技能及び経験を有する者でなければならない。

2 監理員は、条例第 2 5 条第 1 項及び条例第 4 0 条に規定する検査を行うほか、条例第 3 9 条の住宅管理人を指揮して次の職務を行うものとする。

- (1) 住宅及び共同施設の使用及び維持に関する指導
- (2) 戸外の利用に関する指導
- (3) その他必要な指導

(平 1 2 規則 3 0 ・旧第 2 5 条繰下、平 2 1 規則 2 1 ・一部改正)

(住宅管理人の資格及び職務)

第 3 6 条 住宅管理人（以下「管理人」という。）は、入居者であって住宅管理を行う能力を有すると認められるもののうちから市長が委嘱する。ただし、特別の理由があるときは、これを置かないことができる。

2 管理人の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 市長は、管理人が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期途中においてこれを解任することができる。

(1) 職務を忠実に遂行しないと認められるとき。

(2) 疾病その他やむを得ない理由により職務を遂行できないと認められるとき。

(3) その他管理人として不適当と認めたとき。

4 管理人の行う職務は、次のとおりとする。

(1) 家賃の納入通知書等の配布及び家賃の納付の督促の補助に関すること。

(2) 住宅の入居又は明渡しの確認並びに条例第 2 5 条第 1 項に規定する住宅の検査及びその報告に関すること。

(3) 住宅及び共同施設の破損箇所の発見及びその報告に関すること。

(4) その他住宅管理上必要な指示に関すること。

(平 1 2 規則 3 0 ・旧第 2 6 条繰下)

(証票)

第 37 条 条例第 40 条第 3 項に規定する証票は、特定公共賃貸住宅監理員証
(様式第 36 号) とする。

(平 12 規則 30・旧第 27 条線下)

(指定管理者の公告)

第 38 条 市長は、条例第 41 条第 1 項の規定により特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を行わせるため、法人を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第 41 条第 1 項の規定により市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間(以下「指定予定期間」という。)
- (4) 条例第 41 条第 2 項の規定による申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 17 規則 49・追加)

(指定管理者の指定申請)

第 39 条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第 41 条第 3 項の事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理

に係る事業計画書及び収支予算書

- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（指定申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (4) 指定申請の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度における法人の事業計画書及び収支予算書
- (5) 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 法人が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平 1 7 規則 4 9 ・ 追加）

（指定管理予定者）

第 4 0 条 市長は、指定申請をした法人のうち、条例第 4 1 条第 1 項各号に規定する要件を満たし、かつ、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を行わせる上で最も適切と認める者を指定管理者の予定者とする。

2 市長は、前条第 1 項に規定する市長が定める期間内に指定申請をした法人がないとき、又は前項の指定管理者の予定者がないときは、再度、第 3 8 条の規定による公告を行うことができる。

（平 1 7 規則 4 9 ・ 追加）

（指定管理者の指定の通知）

第41条 市長は、条例第41条第1項の規定による指定をしたときは、その旨を指定された法人に通知する。

(平17規則49・追加)

(協定)

第42条 市長は、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理上必要な事項に関し、指定管理者と協定を締結するものとする。

(平17規則49・追加)

(委任)

第43条 この規則に定めるもののほか、特定公共賃貸住宅の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平12規則30・旧第28条繰下、平17規則49・旧第38条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(大分市災害対策本部設置規則の一部改正)

2 大分市災害対策本部設置規則（昭和61年大分市規則第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大分市営住宅入居者選考委員会規則の一部改正)

- 3 大分市営住宅入居者選考委員会規則（昭和38年大分市規則第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成7年規則第51号）

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第26号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第90号）

この規則は、平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第32号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際改正前の大分市特定公共賃貸住宅条例施行規則様式第1号から様式第25号までの規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成１６年規則第９６号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成１７年１月１日から施行する。

（佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置）

- 2 古宮団地及びリバーサイド新界の入居者負担額は、改正後の第１５条の規定にかかわらず、改正後の第１４条の家賃の額とする。

附 則（平成１７年規則第１２号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年規則第４９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１８年規則第３７号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年規則第２１号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年規則第４５号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成１９年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分市特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の居住に係る家賃及び入居者負担額について適用し、同日前の居住

に係る家賃及び入居者負担額については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年規則第 14 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 21 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後に決定する入居者負担額について適用し、同日前に決定した入居者負担額については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年規則第 28 号）抄

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 42 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際第 1 条の規定による改正前の大分市営住宅条例施行規則、第 2 条の規定による改正前の大分市特定公共賃貸住宅条例施行規則、第 3 条の規定による改正前の大分市地域特別賃貸住宅条例施行規則及び第 4 条

の規定による改正前の大分市従前居住者用賃貸住宅条例施行規則に規定する様式用の紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 4 年規則第 1 3 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第 4 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の大分市特定公共賃貸住宅条例施行規則に規定する様式用の紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第 1（第 1 4 条関係）

（平 9 規則 9 0・平 1 2 規則 3 0・平 1 6 規則 9 6・平 1 9 規則 4 5・
一部改正）

名称	建設年度	戸数	構造	家賃（月額）
		戸		円
ベルビュ賀来	平成 6 年度	2 4	高層耐火構造 6 階建	6 0， 0 0 0
ベルビュ賀来H	平成 8 年度	3 0	高層耐火構造 6 階建	6 0， 0 0 0

8				
古宮団地	平成8年度	6	中層耐火構造3階建	42,000
リバーサイド 新界	平成8年度	18	中層耐火構造3階建	48,000

別表第2（第15条関係）

（平19規則45・全改、平21規則21・一部改正）

名称	入居者の所得の区分	入居者負担額（月額）
ベルビュ賀来及びベル ビュ賀来H8		円
	259,000円以下	54,000
	259,000円超445,000 円以下	57,000

別表第3（第25条、第31条関係）

（平12規則30・追加、平21規則21・一部改正）

名称	区画数	1区画当たりの駐車場の使用料（月額）
	区画	円
ベルビュ賀来駐車場	24	3,000
ベルビュ賀来H8駐車場	30	3,000
古宮団地駐車場	6	2,000

リバーサイド新界駐車場	1 8	2, 0 0 0
-------------	-----	----------

様式第1号(第3条関係)

(表面)

受付番号	抽選番号	当選番号	希望住宅				
特 定 公 共 賃 貸 住 宅 入 居 申 込 書							
大分市長		年 月 日					
殿							
申込者 (世帯主)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">ふりがな</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>		ふりがな		氏 名	
ふりがな							
氏 名							
現 住 所							
勤務先等		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 10%;">電話</td> <td style="width: 20%;">勤務先 自 宅</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>			電話	勤務先 自 宅	
	電話	勤務先 自 宅					
大分市特定公共賃貸住宅条例に基づき次のとおり入居の申込みをいたします。 この申込書に記入した事項は、事実と相違ありません。 収入の確認及び家賃等の算定のために、私の税務資料を閲覧することを承諾します。							
入居及び同居しようとする者	続 柄	氏 名	生年月日(年齢)				
	世 帯 主		()				
			()				
			()				
			()				
			()				
	人員合計	人					
申込理由							
あなたの住居について該当する箇所の番号を○で囲んでください。							
1 借家 2 間借り 3 アパート 4 同居 5 下宿 6 その他()							
税務資料閲覧承諾書 同一世帯以外 の入居予定者							
収入の確認及び家賃等の算定のために、私の税務資料を閲覧することを承諾します。							
氏名 氏名 氏名 氏名 氏名							
注 意 ・申込者は世帯主とし、一世帯一箇所に限ります。 ・虚偽の申告をされると理由の如何を問わず失格となります。							

(裏面)

①勤務(予定)証明書(給与所得者のみ)					①勤務(予定)証明書(給与所得者のみ)					
氏 名		職 名		勤 務 年 数	氏 名		職 名		勤 務 年 数	
過去1年間の収入	年 月	円	年 月	円	過去1年間の収入	年 月	円	年 月	円	
	年 月	円	年 月	円		年 月	円	年 月	円	
	年 月	円	年 月	円		年 月	円	年 月	円	
	年 月	円	年 月	円		年 月	円	年 月	円	
	年 月	円	年 月	円		年 月	円	年 月	円	
	年 月	円	年 月	円		年 月	円	年 月	円	
	備考			年間賞与			備考			年間賞与
		合 計					合 計			
就職(予定)年月日 年 月 日 上記に相違ありません。 年 月 日 所在地 名称 代表者氏名 担当者氏名 連絡先					就職(予定)年月日 年 月 日 上記に相違ありません。 年 月 日 所在地 名称 代表者氏名 担当者氏名 連絡先					
◎ 収入計算上の注意事項 収入額は、入居申込者及び同居親族等の過去1年間に おける所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例 に準じて算出した所得額を12で除した額を平均月額 として算出する。 ※入居収入基準早見表は、1年間の給与所得者の総収 入額(総支払金額と同じ。)で次のとおりです。 所得額による早見表ではありません。 ※寡婦、ひとり親、障害者、特別障害者、特定扶養親 族又は老人扶養親族に該当する方は、特別控除があり ます。					②その他の所得額(事業所得等)調査					
					氏 名		職 名		勤 続 年 数	
					所得の種類			所得の内容		
					過去1年間の収入	年 月	円	年 月	円	
						年 月	円	年 月	円	
年 月	円	年 月	円							
年 月	円	年 月	円							
年 月	円	年 月	円							
1 合計総収入 (円)					1 合計総収入 (円)					
2 所得税法により控除を認められた 必要経費その他の控除 (円) 上記のとおり証明します。 年 月 日 所在地 名称 代表者氏名 担当者氏名 連絡先					2 所得税法により控除を認められた 必要経費その他の控除 (円) 上記のとおり証明します。 年 月 日 所在地 名称 代表者氏名 担当者氏名 連絡先					

様式第2号（第7条関係）

（表）

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅入居決定通知書

殿

大分市長



次のとおり、入居者として決定しましたので通知します。

住 宅 の 名 称		棟	号	部屋のタイプ		構 造	
住 宅 の 住 所							
年度家賃		月額		円	敷 金 (家賃の3月分)	円	
入居決定者及び同居者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	氏 名	続 柄	生 年 月 日	
		本 人					

(裏)

※入居するに当たっては、以下の注意事項を遵守してください。

注 意 事 項

- 1 住宅の家賃は、入居可能日から起算して徴収する。
- 2 敷金は、退去のとき無利子で還付するが、家賃等の滞納金があるとき又は住宅の善良なる管理を怠り、市に損害を与えたと認められるときは、敷金から差し引くものとする。
- 3 火気については、特に注意すること。
- 4 住宅を破損したときは、速やかに届け出ること。なお、ガラス、畳等の修理に要する費用は、入居者の負担となること。
- 5 住宅を退去するときは、原状回復義務として畳の表替え及びふすまの張替えを行うとともに、承認を受けた模様替及び増築箇所を元に戻し、退去の日の7日前までに明渡届を提出して係員の点検を受けること。
- 6 次の各号のいずれかに該当するときは、住宅の明渡しを請求することがある。
 - (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (3) 住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
 - (4) 正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
 - (5) 暴力団員であることが判明したとき（同居親族等が該当する場合を含む。）。
 - (6) 入居の際の同居親族等以外の者を、市長の承認を得ずに同居させたとき。
 - (7) 入居者が死亡し、又は退去した場合に、同居者が市長の承認を得ずに居住を続けたとき。
 - (8) 保管義務に違反したとき。
 - (9) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (10) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利の他の者に譲渡したとき。
 - (11) 市長の承認を得ずに、住宅を住宅以外の用途に使用したとき。
 - (12) 市長の承認を得ずに、住宅を模様替し、若しくは増築し、又は住宅の敷地内に工作物を設置したとき。
 - (13) その他市長が公益上及び管理上必要があると認めるとき。
- 7 この決定通知書は、退去するまで保管すること。

様式第3号（第9条関係）

(表)

請				書				年 月 日			
大分市長 殿											
入居者は、大分市特定公共賃貸住宅条例、大分市特定公共賃貸住宅条例施行規則及び特定公共賃貸住宅入居決定通知書の注意事項を同居者とともに遵守し、これらに基づく指示に従います。											
また、家賃を3月以上滞納したとき又は連帯保証人若しくは保証委託契約に関する必要な手を怠ったときは、住宅の明渡しを請求されても異議ありません。											
連帯保証人は、入居者と連帯して家賃、駐車場使用料その他の債務を負担します。											
家賃 (入居時)		月額		円		敷金		円			
住居の表示	所在地										
	住宅名		市営		住宅		号				
入居者	現住所										
	勤務先		電話 ()								
	フリガナ										
	氏名				⑪		年 月 日生				
連帯保証人	現住所		電話 ()				入居者との関係(続柄)				
	フリガナ						生年月日		年 月 日		
	氏名		⑪		生年月日		年 月 日				
	職業又は勤務先		電話 ()								
	極度額		円								
保証業者	所在地										
	名称										

備考

- 1 入居している間は、必ず連帯保証人を定め、又は保証委託契約を締結すること。
- 2 連帯保証人は、連帯保証人欄に連帯保証人本人が必要事項を自署すること。
なお、連帯保証人は、入居者の債務の履行状況について、市長に情報の提供を求めることができる。
 - ・連帯保証人は、市内に居住し、独立の生計を営む者で、入居者と同程度以上の収入を有するものであること。
 - ・連帯保証人は、市町村長の発行する連帯保証人の所得証明書（発行後3月以内のものに限る。）を添付すること。
 - ・連帯保証人は、実印を押印し、印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。）を添付すること。
 - ・極度額は、入居時（新たに連帯保証人を定めた場合にあっては、変更届提出時）における12月分の家賃とする。
- 3 保証委託契約による場合は、保証業者欄に保証業者の所在地及び名称を記載すること。
- 4 裏面の入居者及び同居者の欄も記載すること。

(裏)

住 宅 名			住 宅 番 号			入 居 決 定 年 月 日	年 月 日	
管 理 開 始 年 度		年 度	構 造			住 宅 専 用 床 面 積	m ²	
入 居 者 及 び 同 居 者	フリガナ		続 柄	生年月日	職 業 (勤務先)	摘 要		
	氏 名							
			本 人					
	模 様 替 及 び 増 築 等	承認年月日		承 認 事 項				
備 考								
敷 金	金 円	年 月 日領収済				担 当 の 印		

様式第4号（第11条関係）

特定公共賃貸住宅連帯保証人等変更承認申請書

年 月 日

大分市長 殿

住宅名 号
入居者
電話番号

次の理由により連帯保証人又は保証業者を変更したいので申請します。

変更前	住 所 (保証業者にあっては、所在地)	
	氏 名 (保証業者にあっては、名称)	
変更後	住 所 (保証業者にあっては、所在地)	
	氏 名 (保証業者にあっては、名称)	
変 更 を 要 す る 理 由	該 当 字 句 を ○ で 囲 んでください。	死亡 市外転出 辞退申出 資格非該当 保証委託契約終了 その他()
備考		

- (注) 1 連帯保証人は、入居者と同程度以上の収入のある者とされていますので、新たに連帯保証人になろうとする者の所得証明書を添付してください。
- 2 連帯保証人を変更するとき又は保証業者による保証から連帯保証人による保証に変更するときは、変更後の連帯保証人について作成した請け書を提出してください。

様式第 5 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅連帯保証人等変更承認通知書

殿

大分市長 

年 月 日付けで申請のあった特定公共賃貸住宅連帯保証人等の変更については、次のとおり承認したので通知します。

- 1 住宅の名称 号
- 2 入居者氏名
- 3 新連帯保証人又は新保証業者
住所又は所在地
氏名又は名称
- 4 旧連帯保証人又は旧保証業者
住所又は所在地
氏名又は名称

様式第 6 号(第 11 条関係)

特定公共賃貸住宅連帯保証人住所・氏名変更届

年 月 日

大分市長 殿

住 宅 名
入 居 者
電 話 番 号

連帯保証人の住所又は氏名について次のとおり変更があったので届け出ます。

連帯保証人氏名		電話番号	
旧 住 所			
新 住 所			
	旧 氏 名	新 氏 名	
連帯保証人氏名			

添付書類 連帯保証人の住民票の写し

様式第 7 号(第 12 条関係)

年 月 日

殿

大分市長 印

特定公共賃貸住宅入居許可日通知書

次のとおり入居を決定した住宅への入居可能日を通知しますので、大分市特定公共賃貸住宅条例及び大分市特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示を遵守して入居してください。

住 宅 の 名 称		部屋番号	
住 宅 の 所 在 地			
入 居 可 能 年 月 日	年	月	日

様式第 8 号(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

殿

大分市長



特定公共賃貸住宅入居許可取消通知書

年 月 日付けの入居の決定については、次の理由により取り消したので通知します。

- 1 住宅の名称 号
- 2 取消しの理由

様式第 9 号(第 16 条関係)

特定公共賃貸住宅家賃減額申請書

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称 号
入 居 者
電 話 番 号

大分市特定公共賃貸住宅条例第 16 条第 1 項の規定により、特定公共賃貸住宅の家賃の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

世帯員の状況	続 柄	氏 名	生年月日	勤務先	所得金額	備 考
	入居者					

- (注)1 所得証明書又は源泉徴収票を添付してください。
- 2 同居親族等に異動があるときは、別に届出が必要です。
- 3 偽りその他不正の行為により減額を受けた場合は、減額を取り消します。

様式第 10 号(第 16 条関係)

特定公共賃貸住宅家賃減額決定通知書

第 号
年 月 日

住宅の名称 号
殿

大分市長 印

大分市特定公共賃貸住宅条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、家賃の減額を行うことを決定しましたので、次のとおり特定公共賃貸住宅の入居者負担額を納入してください。

家賃	円
減額	円
入居者負担額	円
減額期間	年 月 日から 年 月 日まで
認定(世帯)所得月額	円

様式第 11 号(第 17 条関係)

特定公共賃貸住宅家賃減免・徴収猶予申請書

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称 号
入 居 者
電 話 番 号

次の理由により家賃を〔減 免〕
〔徴収猶予〕されますよう申請します。

理 由	
備 考	

(注) 事実を証明する書類を添付してください。

様式第 12 号(第 17 条関係)

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅家賃減免・徴収猶予決定通知書

住宅の名称 号
殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった家賃の〔減免徴収猶予〕については、次のとおり決定したので通知します。

減 免 す る 額 及 び 期 間	減 免 金 額	期 間
	円	年 月 日から 年 月 日まで
徴収猶予する 期 間	年 月 日から 円 年 月 日まで	
備 考		

様式第 13 号(第 18 条関係)

特定公共賃貸住宅用途変更申請書

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称
入居者
電話番号

次のとおり特定公共賃貸住宅の用途の変更をしたいので承認を申請します。なお、承認の上は、大分市特定公共賃貸住宅条例及び大分市特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示を遵守し、住宅明渡しの際は必ず自費で原状に復することを誓約します。

用途変更開始日	年	月	日
理由		用途変更見取図	
添付書類 用途変更の設計書又は参考書類があるときは、添付してください。			

様式第 14 号(第 18 条関係)

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅用途変更承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった特定公共賃貸住宅の用途の変更については、
次のとおり承認したので通知します。

1 住宅の名称 号

2 変更を承認する用途

3 用途を変更する部分

4 用途変更開始日

5 条件

- (1) 承認をした用途以外に変更してはならない。
- (2) 住宅の模様替等をしようとする場合は、事前に別途の申請書を提出し、その承認を受けること。
- (3) 住宅の明渡しの際は、自費で原状に復すること。
- (4) 住宅の管理の必要上この承認を取り消した場合は、直ちに用途の変更使用を中止すること。
- (5) (4)の措置の結果生じた損害については、これを補償しない。

様式第 15 号(第 19 条関係)

特定公共賃貸住宅模様替え等申請書

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称 号
入 居 者
電 話 番 号

次のとおり模様替え等したいので申請します。

模様替等の部分	
模様替え等の面積	
工 事 期 間	
目 的 又 は 理 由	

添付書類 設計図書及び仕様書各 2 通

様式第 16 号(第 19 条関係)

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅模様替え等承認通知書

殿

大分市長



先に申請のあった特定公共賃貸住宅の模様替え等については、次の条件により承認したので通知します。

- 1 住宅の名称
- 2 模様替え等は、申請書及び添付の設計図書並びに仕様書に記載されたとおりに実施すること。
- 3 住宅の管理の必要上与えられた指示に従うこと。
- 4 住宅明渡しの際は、自費で撤去し、原状に復すること。
- 5 工事完了の際は、係員の検査を受けること。

様式第 17 号(第 20 条関係)

特定公共賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

大分市長 殿

入 居 者
電 話 番 号
連帯保証人

次のとおり同居させたいので承認されるよう申請いたします。
なお、承認の上は、大分市特定公共賃貸住宅条例及び大分市特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示を遵守させます。

入居者氏名					住 宅 の 名 称		号	
同居させようとする	氏	名	性別	続柄	生 年 月 日	職 業	勤 務 先	
同居を開始しようとする日		年 月 日			同居させようとする者の住所			
同 居 の 理 由								

様式第 18 号(第 20 条関係)

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅同居承認通知書

住宅の名称 号
殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった次の者の同居については、次のとおり承認したので通知します。

新たに承認された同居親族等	氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考

条件 大分市特定公共賃貸住宅条例及び大分市特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示を遵守すること。

様式第 19 号(第 20 条関係)

特定公共賃貸住宅入居者等異動届

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称 号
入 居 者
電 話 番 号

次のとおり異動しましたので、届け出ます。

異動があった入居者等の氏名	続柄	生年月日	転居の場合は転居先	異 動 年 月 日	異 動 理 由

様式第 20 号(第 21 条関係)

特定公共賃貸住宅長期不在届

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称
入 居 者
電 話 番 号

次の理由により特定公共賃貸住宅を長期間不在にしますので届け出ます。

不 在 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
入居者及び同居 親族等の滞在場所	連絡先電話番号
住 宅 の 保 管 方 法	

様式第 21 号(第 22 条関係)

特定公共賃貸住宅入居承継承認申請書

年 月 日

大分市長 殿

申請者
(承継を希望する同居親族等)
電話番号

次のとおり特定公共賃貸住宅の入居の承継をしたいので申請します。

入居者				続柄	住宅の名称	号
承継を希望する同居親族等						
理由						
承継の入居者及び同居親族等の承継の承認を得た場合	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日

(注) 承継の理由を証する証明書を添付してください。

様式第 22 号(第 22 条関係)

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅入居承継承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった入居者の承継については、次のとおり承認したので通知します。

- 1 住宅の名称 号
- 2 被承継者
- 3 承継入居者
- 4 条件

- (1) 大分市特定公共賃貸住宅条例及び大分市特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示を遵守すること。
- (2) 被承継者に属するすべての義務を同時に承継すること。

様式第 23 号(第 23 条関係)

特定公共賃貸住宅明渡し届

年 月 日

大分市長 殿

届出者
(入居者)

次のとおり特定公共賃貸住宅を明け渡しますので、届け出ます。

入居者 氏名			住所 の名称	
明渡し 年月日	年 月 日	転居先	電話番号	
備考				
管 理 人 の 確 認				
管理入氏名				

様式第 24 号(第 24 条関係)

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅明渡し請求書

殿

大分市長 印

次のとおり特定公共賃貸住宅の明渡しを請求します。

明渡しを求める住 宅の名称	号
明渡しの請求の根 拠	大分市特定公共賃貸住宅条例第 26 条
理由	

様式第 25 号(第 27 条関係)

特定公共賃貸住宅駐車場使用申込書

大分市長 殿

年 月 日

住宅の名称 住宅
棟 番 号 棟 号
氏 名
電 話 番 号

次のとおり駐車場を使用したいので申し込みます。

入居者氏名		使用希望者からみた入居者との続柄	
駐車する自動車	車 名		
	自動車登録番号 又は車両番号		
	使用開始希望日	年 月 日	
	長 さ		幅 度

- 添付書類
- 1 駐車する自動車の自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し

2 新たに自動車を取得する場合で、申込み時に自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写しを添付することができないときは、その取得を証明する書類の写し(自動車の取得後、速やかに自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写しを提出すること。)

3 入居者又は同居親族等が次の各号のいずれかに該当する者である場合にあっては、当該各号に掲げる書類
- (1) 身体障害者 身体障害者手帳の写し

(2) 戦傷病者 戦傷病者手帳の写し

(3) 知的障害者(児) 療育手帳の写し

(4) 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の写し

様式第 26 号(第 27 条関係)

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅駐車場使用決定通知書

住宅の名称
棟 番 号
氏 名

住宅
棟 号
殿

大分市長 

次のとおり駐車場の使用を決定したので通知します。

駐 車 場 の 名 称		
駐 車 場 の 区 画 番 号	第	号
駐車場の使用料(月額)	円	
駐 車 す る 自 動 車	車 名	
	自動車登録番号 又は車両番号	

- 1 この通知書を受けた日から 7 日以内に特定公共賃貸住宅駐車場使用請け書を提出してください。
- 2 使用開始可能日については、別途通知します。

様式第 27 号(第 29 条関係)

特定公共賃貸住宅駐車場使用請け書

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称
棟 番 号 棟 号
使用決定者氏名
電話番号

私は、使用者としての決定を受けた駐車場の使用に当たっては、大分市特定公共賃貸住宅条例及び大分市特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令並びに次の事項を遵守します。

駐 車 場 の 名 称		駐車場の区画番号	
-------------	--	----------	--

遵守事項

- 1 特定公共賃貸住宅の家賃及び駐車場使用料を滞納しないこと。
- 2 善良な管理者の注意をもって駐車場を使用すること。
- 3 駐車場以外の用途に使用しないこと。
- 4 駐車場の原状を変更し、又は工作物を設けないこと。
- 5 駐車場に危険物その他自動車の駐車に支障となる物品を持ち込まないこと。
- 6 駐車場を第三者に転貸し、又はその使用の権利を譲渡しないこと。
- 7 駐車場で他の住民の迷惑になる行為及び生活環境に支障を来す行為をしないこと。
- 8 使用許可が取り消された場合は、市長の指定する期日までに駐車場を明け渡すこと。
- 9 使用者の責めに帰すべき事由により駐車場を滅失し、又は毀損し、その他市に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- 10 その他市長が指示する事項を遵守すること。

様式第 28 号(第 29 条関係)

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅駐車場使用決定取消通知書

住宅の名称 住宅
棟 番 号 棟 号
使用決定者氏名 殿

大分市長 印

次のとおり、駐車場の使用の決定を取り消したので通知します。

取消しに係る 使 用 の 決 定	年 月 日付け 第 号 特定公共賃貸住宅駐車場使用決定通知書		
駐車場の名称		駐車場の区画番号	第 号
取 消 理 由			

様式第 29 号(第 29 条関係)

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅駐車場使用開始日通知書

住宅の名称
棟 番 号
使用決定者氏名

住宅
棟 号
殿

大分市長



次のとおり駐車場の使用開始日を通知します。

駐 車 場 の 名 称		駐車場の区画番号	第 号
使 用 開 始 日	年 月 日		

(注) 使用開始日から 15 日以内に駐車場の使用を開始してください。

様式第 30 号(第 30 条関係)

特定公共賃貸住宅駐車場使用変更届

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称
棟 番 号
使用者氏名
電 話 番 号

住宅 号

次のとおり変更があったので届け出ます。

駐 車 場 の 名 称		駐車場の区画番号	第 号
変 更 年 月 日			
	変 更 前	変 更 後	
車 名			
自動車登録番号 又は車両番号			
長 さ			
幅			

添付書類

変更後の自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し

様式第 31 号(第 32 条関係)

特定公共賃貸住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称
棟 番 号
使用者氏名
電 話 番 号

住宅 号
棟 号

次のとおり、駐車場の使用料の〔減免〕を申請します。
〔徴収の猶予〕

駐 車 場 の 名 称		駐車場の 区画番号	第 号
現在の使用料(月額)	円		
減 免 希 望 期 間 徴収猶予	年 月 日から 年 月 日まで		
申 請 理 由			
備 考			

添付書類

市長が必要と認める場合にあつては、身体障害者手帳等の写し

様式第 32 号(第 32 条関係)

特定公共賃貸住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)決定通知書

第 号
年 月 日
殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった駐車場の使用料の減免(徴収の猶予)については、次のとおり決定したので通知します。

1 駐車場の使用料の減免(徴収猶予)に係る駐車場の名称及び区画番号

駐 車 場 の 名 称		駐車場の区画番号	第 号
-------------	--	----------	-----

2 駐車場の使用料の減免

減 免 期 間	月 日から 年 月 日まで
減 免 決 定 額	円
減 免 後 の 使 用 料	円

3 駐車場の使用料の徴収猶予

徴収猶予する金	円
額及びその期間	月 日から 年 月 日

様式第 33 号(第 32 条関係)

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請却下通知書

殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった駐車場の使用料の減免(徴収の猶予)については、次の理由により却下します。

駐 車 場 の 名 称		駐車場の区画番号	第 号
却 下 理 由			

様式第 34 号(第 33 条関係)

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅駐車場明渡し請求書

大分市長 印

次のとおり駐車場の明渡しの請求をします。

駐 車 場 の 名 称		駐車場の区画番号	第 号
明 渡 し 請 求 の 理 由			

様式第 35 号(第 34 条関係)

特定公共賃貸住宅駐車場明渡し届

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称
棟 番 号
使用者氏名
電 話 番 号

住宅
棟 号

次のとおり駐車場を明け渡しますので検査願います。

駐 車 場 の 名 称	
駐 車 場 の 区 画 番 号	第 号
明 渡 し 年 月 日	年 月 日

第 号

職 名

氏 名

年 月 日生

特定公共賃貸住宅監理員証

様式第1号（第3条関係）

（平18規則37・全改、令3規則42・令6規則45・一部改正）

様式第2号（第7条関係）

（令2規則28・全改、令6規則45・一部改正）

様式第3号（第9条関係）

（令2規則28・全改、令6規則45・一部改正）

様式第4号（第11条関係）

（令6規則45・全改）

様式第5号（第11条関係）

（平12規則30・全改、令6規則45・一部改正）

様式第6号（第11条関係）

（平12規則30・全改）

様式第7号（第12条関係）

（平12規則30・全改）

様式第8号（第13条関係）

（平12規則30・全改）

様式第9号（第16条関係）

（平12規則30・全改、令6規則45・一部改正）

様式第10号（第16条関係）

（平12規則30・全改）

様式第 1 1 号 (第 1 7 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 1 2 号 (第 1 7 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改)

様式第 1 3 号 (第 1 8 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 1 4 号 (第 1 8 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改)

様式第 1 5 号 (第 1 9 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 1 6 号 (第 1 9 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改)

様式第 1 7 号 (第 2 0 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 1 8 号 (第 2 0 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 1 9 号 (第 2 0 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 2 0 号 (第 2 1 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 2 1 号 (第 2 2 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 2 2 号 (第 2 2 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改)

様式第 2 3 号 (第 2 3 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 2 4 号 (第 2 4 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改)

様式第 2 5 号 (第 2 7 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 全改、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 2 6 号 (第 2 7 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加)

様式第 2 7 号 (第 2 9 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 2 8 号 (第 2 9 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加)

様式第 2 9 号 (第 2 9 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加)

様式第 3 0 号 (第 3 0 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 3 1 号 (第 3 2 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 3 2 号 (第 3 2 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加)

様式第 3 3 号 (第 3 2 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加)

様式第 3 4 号 (第 3 3 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加)

様式第 3 5 号 (第 3 4 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加、令 6 規則 4 5 ・ 一部改正)

様式第 3 6 号 (第 3 7 条関係)

(平 1 2 規則 3 0 ・ 追加)